

(23) 試 験 問 題 (午後の部)

注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題用紙裏面の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、3 時間です。
- (3) 試験問題は、多肢択一式問題(第 1 問から第 35 問まで)と記述式問題(第 36 問及び第 37 問)から成り、配点は、多肢択一式が 105 点満点、記述式が 70 点満点です。
なお、第 36 問の試験問題の一部として別紙 1 から別紙 6 までがあり、第 37 問の試験問題の一部として別紙 1 から別紙 8 までがありますので、注意してください。
- (4) **多肢択一式問題の解答**は、多肢択一式答案用紙の解答欄に、正解と思われるものの番号の枠内を、マーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法で示してください。正解は、全て一つです。したがって、解答欄へのマークは、各問につき 1 か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック消しゴムで完全に消してから、該当欄の枠内をマークしてください。答案用紙への記入は、**鉛筆(HB)**を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び**鉛筆**を使用していない解答は、無効とします。
- (5) **記述式問題の解答**は、所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への解答の記入は、**万年筆又はボールペン**(いずれも黒色のインクに限ります。ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せるものを除きます。)を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び上記万年筆又はボールペン以外の鉛筆等の筆記具によって記入した解答は、その部分につき無効とします。答案用紙の受験地、受験番号及び氏名欄以外の箇所に、特定の氏名等を記入したものは、無効とします。
- (6) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。また、書き損じても、補充しません。
- (7) 試験時間中、不正行為があったときは、その者の受験は、直ちに中止され、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (8) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (9) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

第1問 管轄及び移送に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものは、幾つあるか。

ア 人の普通裁判籍は、住所又は居所により、日本国内に住所若しくは居所がないとき又は住所若しくは居所が知れないときは最後の住所により定まる。

イ 当事者が第一審の管轄裁判所を簡易裁判所とする旨の合意をした場合には、法令に専属管轄の定めがあるときを除き、訴えを提起した際にその目的の価額が140万円を超える場合であっても、その合意は効力を有する。

ウ 簡易裁判所は、その管轄に属する不動産に関する訴訟につき被告の申立てがあるときは、その申立ての前に被告が本案について弁論をしていない限り、その訴訟の全部又は一部をその不動産の所在地を管轄する地方裁判所に移送しなければならない。

エ 移送の決定及び移送の申立てを却下した決定に対しては即時抗告をすることができ、その即時抗告は、裁判の告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならない。

オ 移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送することはできないが、移送を受けた事由とは別個の事由によって再移送することはできる。

1 1個

2 2個

3 3個

4 4個

5 5個

第2問 次の対話は、補助参加に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし下線部分は正しいがその余の部分は誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

教授：今日は、補助参加について検討します。訴訟の結果について利害関係を有する第三者は、当事者の一方を補助するため、その訴訟に参加することができると思っていますね。ここにいう利害関係とは、どのようなものを指しますか。

学生：ア 補助参加の要件としての利害関係は、補助参加人が訴訟の結論に法律上又は事実上の利害関係を有する場合とされています。必ずしも補助参加人に既判力などの判決効が拡張される場合に限りません。

教授：第三者が訴訟に補助参加するに当たって、どのような手続を経る必要がありますか。

学生：イ 補助参加しようとする第三者は、参加の趣旨及び理由を明らかにして、裁判所に補助参加の申出をしなければなりません。裁判所が、決定で補助参加の利益があると判断すれば、第三者は補助参加することができます。

教授：では、補助参加人は、どのような訴訟行為をすることができますか。

学生：ウ 補助参加人は、攻撃防御方法の提出や異議の申立てなどの訴訟行為をすることができます。しかし、補助参加人は、当事者ではありませんから、上訴の提起をすることはできません。

教授：原告が、被告に対し、保証債務の履行を求めて訴えを提起したところ、主債務者が、被告に補助参加したという事例を考えてみましょう。被告が主債務の発生原因事実を自白しているとき、補助参加人がこれを否認することはできますか。

学生：エ 補助参加人の訴訟行為は、被参加人の訴訟行為と抵触するときは、効力を生じません。この事例では、被参加人が主債務の発生原因事実を自白しているのですから、補助参加人がこれを否認することは、被参加人の行為と抵触することになり、効力を生じません。

教授：被参加人が提出すれば、時機に後れたものとして却下されることになる攻撃防御方法を、補助参加人が提出することはできますか。

学生：オ 補助参加人による攻撃防御方法の提出が時機に後れたものであるかどうかは、被参加人とは別個に判断されますから、補助参加人が参加後遅滞なく提出すれば、時機に後れたことにはなりません。なお、弁論準備手続終結後に攻撃防御方法を提出する場合には、相手方の求めがあるときは、その終結前に提出することができなかった理由を説明しなければなりません。

1 アウ

2 アオ

3 イウ

4 イエ

5 エオ

第3問 確認の訴えに関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 共同相続人間において定額郵便貯金債権が現に被相続人の遺産に属することの確認を求める訴えは、その遺産に属することに争いがある限り、確認の利益がある。

イ 戸籍上離縁の記載がある養子縁組の当事者の一方が提起した離縁無効確認の訴えは、被告において当該離縁が無効であることを争っていないときであっても、確認の利益がある。

ウ 賃貸借契約継続中に賃借人が賃貸人に対して敷金返還請求権が存在することの確認を求める訴えは、賃貸人が敷金交付の事実を争っているときであっても、条件付請求権の確認を求めるものであるから、確認の利益がない。

エ 特定の財産が民法第903条第1項のいわゆる特別受益財産に当たることの確認を求める訴えは、特別受益財産に当たかどうかについて当事者間に争いがある限り、確認の利益がある。

オ 債務者が債権者に対して提起した債務不存在確認訴訟の係属中に、債権者からその債務の履行を求める反訴が提起されたときは、本訴である債務不存在確認の訴えは、確認の利益を欠くことになる。

(参考)

民法

(特別受益者の相続分)

第903条 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、前三条の規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

2, 3 (略)

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第4問 次の対話は、主要事実と間接事実に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、**判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せ**は、後記1から5までのうちどれか。

教授： 民事訴訟では、主要事実と間接事実という区別をよく用いますが、そもそも主要事実とは、どういう事実をいうのですか。

学生：ア 例えば、貸金返還請求訴訟の原告であるAがBに対して貸金債権を有していると主張する場合に、その貸金債権の発生が認められるために直接必要な事実とは、主要事実に当たります。具体的には、民法第587条に規定されている要件に該当する事実であるAB間における金銭の授受及び返還合意がこれに当たります。

教授： では、その例で、Bが、既に借受金を弁済したと主張している場合に、この事実は、主要事実になりますか。

学生：イ 弁済の事実は、民法第587条に規定されている事実ではありませんので、主要事実ではなく、間接事実になります。

教授： 主要事実とは、訴訟においてどのように取り扱われますか。

学生：ウ 主要事実には、弁論主義が適用されますので、判決の基礎とするためには、当事者がその事実を主張している必要があります。したがって、証人の証言からその事実が判明しても、当事者がその事実を主張していない場合には、裁判所は、その事実を判決の基礎とすることはできません。

教授： 間接事実とは、訴訟においてどのように取り扱われますか。

学生：エ 間接事実とは、当事者が主張していないものであっても、裁判の資料とすることができます。つまり、訴訟において、被告が原告の主張する主要事実を否認している場合に、裁判所が、当事者の主張していない間接事実を認定し、もって、原告が主張する主要事実を認定しないことも可能です。

教授： それでは、当事者の一方が主張している間接事実を他方の当事者が争っていない場合には、裁判所は、その事実と異なる事実を認定することができますか。

学生：オ いいえ。原告が主張する間接事実について被告が争わない場合には、裁判所は、その事実拘束されますので、これに反する事実を認定して裁判の資料とすることはできません。

(参考)

民法

(消費貸借)

第 587 条 消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還
をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効
力を生ずる。

- 1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第5問 次の対話は、民事訴訟における証拠調べに関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうちどれか。

教授： 民事訴訟における証拠調べの方法の一つに、調査の嘱託がありますね。この調査の嘱託は、裁判所が職権ですることができますか。

学生：ア はい。調査の嘱託は、当事者からの申立てがあった場合のみならず、職権でもすることができます。

教授： それでは、調査嘱託がされた場合には、どのようにして証拠調べが行われますか。

学生：イ 調査嘱託の嘱託先から報告書が送付された場合には、その報告書は文書ですから、当事者がこれを書証として提出し、取り調べられなければ、証拠資料にはなりません。

教授： 書証の申出の方法には、文書の送付を嘱託することを申し立ててする方法がありますね。この文書送付の嘱託は、例えば、どのような場合に利用されますか。

学生：ウ 不動産の登記事項証明書について、書証の申出をする場合に用いることができます。

教授： 文書送付の嘱託を受けた文書の所持者がこれに応じなかった場合には、どのような効果がありますか。

学生：エ 文書の所持者が、正当な理由なく文書送付の嘱託に応じなかった場合には、裁判所は、当該所持者に対し、決定で、過料の制裁を科すことができます。

教授： それでは、ビデオテープを証拠として提出することを当事者が申し出ようとする場合には、その当事者からの申立てを受けて、裁判所がビデオテープの所持者にその送付を嘱託することはできますか。

学生：オ ビデオテープについても、民事訴訟法上、文書に準ずる物件として、文書送付の嘱託の規定が準用されますので、ビデオテープの所持者にその送付を嘱託することができます。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第6問 保全異議及び保全取消しに関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 保全異議の申立ては、保全命令を発した裁判所又は本案の裁判所にすることができ、本案の訴えの不提起による保全取消しの申立ては、保全命令を発した裁判所にすることができる。

イ 保全異議の申立て又は保全取消しの申立てを取り下げるには、債権者の同意を得ることを要しない。

ウ 裁判所は、保全異議の申立てについての決定をする場合には、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことのできる審尋の期日を経ることを要しない。

エ 保全命令が発せられた後、債権者が相当と認められる期間内に本案の訴えを提起していないことが判明した場合には、裁判所は、職権で、債権者に対し、相当と認める一定の期間内に本案の訴えを提起するように命ずることができ、これに応じない場合には、その保全命令を取り消すことができる。

オ 保全異議の申立て又は保全取消しの申立てについての決定には、理由を付さなければならず、理由の要旨を示すことでは足りない。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第7問 担保不動産競売の手続に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 担保不動産競売の申立てがされた不動産について、既に強制競売の開始決定がされているときは、執行裁判所は、担保不動産競売の開始決定をすることができない。

イ 担保不動産競売の開始決定に対しては、担保権の不存在又は消滅を理由として執行異議の申立てをすることができる。

ウ 買受人が代金を納付した後は、担保権のないことを証する確定判決の謄本を提出しても、担保不動産競売の手続を停止することはできない。

エ 担保不動産について不動産の所有者が不動産の価格を減少させ、又は減少させるおそれがある行為をしていた場合には、当該不動産の担保権者は、担保不動産競売の申立てをした後に限り、当該行為を禁止することを命ずる保全処分の申立てをすることができる。

オ 担保不動産競売の手続において、配当表に記載された各債権者の債権又は配当の額について不服がある場合には、債務者ではない不動産の所有者も、配当異議の申出をすることができる。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第8問 司法書士又は司法書士法人の業務に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 定款又は総社員の同意によって、社員のうち特に司法書士法人を代表すべきものを定めていない場合には、当該司法書士法人の社員が各自司法書士法人を代表するが、簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人における簡裁訴訟代理等関係業務については、司法書士法第3条第2項に規定する司法書士である社員以外の社員は、司法書士法人を代表することができない。

イ 司法書士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立するが、司法書士会の会員となるには、主たる事務所の所在地の司法書士会を経由して日本司法書士会連合会の司法書士法人名簿に登録の申請をしなければならない。

ウ 司法書士法人の使用人である司法書士は、当該司法書士法人の業務に従事していた期間内に、当該司法書士法人がAの依頼を受けてBに対する売買代金請求事件の訴状を作成する業務を行った事件であって、自らこれに関与したものについては、当該業務の終了後又は当該法人を脱退した後であっても、個人としてBの依頼を受けて当該事件の答弁書を作成する業務を行うことはできない。

エ 簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人にあつては、司法書士法第3条第2項に規定する司法書士である社員が常駐していない事務所においても、司法書士法第3条第2項に規定する司法書士である使用人を常駐させれば、簡裁訴訟代理等関係業務を取り扱うことができる。

オ 司法書士法人の社員は、司法書士会の会則を遵守しなければならないが、会則に違反する行為をしたことを理由として懲戒処分を受けることがあるが、司法書士法人は、司法書士会の会則を遵守する義務はなく、会則に違反する行為をしたことを理由として懲戒処分を受けることはない。

(参考)

司法書士法

(業務)

第3条 (略)

2 前項第6号から第8号までに規定する業務(以下「簡裁訴訟代理等関係業務」という。)は、次のいずれにも該当する司法書士に限り、行うことができる。

一～三 (略)

3～8 (略)

1 アイ

2 アウ

3 イオ

4 ウエ

5 エオ

第9問 次の対話は、金銭、有価証券又は振替国債の供託の手続に関する司法書士と補助者との対話である。司法書士の質問に対する次のアからオまでの補助者の解答のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

司法書士： 金銭の供託のほか、有価証券の供託又は振替国債の供託を電子情報処理組織を使用してすることができますか(以下本問において電子情報処理組織を使用してする供託を「オンライン供託」という。)

補 助 者：ア オンライン供託は、金銭の供託に限られており、有価証券の供託及び振替国債の供託は、することができません。

司法書士： オンライン供託以外の供託の場合に、供託官の告知した納付情報を用いて、インターネットバンキングにより、供託金を納入することはできますか。

補 助 者：イ オンライン供託以外の供託の場合であっても、金銭の供託をしようとする者の申出により、供託官の告知した納付情報による供託金の納入をすることができます。

司法書士： 金銭の供託の目的物として供託をすることができる金銭は、我が国の通貨に限られますか。

補 助 者：ウ はい。外国の通貨で金銭の供託をすることはできません。

司法書士： 供託金の受入れを取り扱う供託所に対して金銭の供託を郵送でする場合には、供託物である金銭は、どのようにして納入すればよいのですか。

補 助 者：エ 供託金の受入れを取り扱わない供託所と同様、供託所から送付を受けた供託書正本と保管金払込書を日本銀行の本店、支店又は代理店に提出して、納入します。

司法書士： 供託金の受入れを取り扱う供託所に対して有価証券の供託をする場合には、有価証券をどのようにして納入すればよいのですか。

補 助 者：オ 供託所に供託書と共に有価証券を提出することにより、有価証券を納入することになります。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第10問 供託金払渡請求権の消滅時効に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 供託官が弁済供託の被供託者に対して供託されていることの証明書を交付したときは、供託金還付請求権の時効は、中断する。

イ 債権者の所在不明による受領不能を原因とする弁済供託においては、供託金還付請求権又は供託金取戻請求権の消滅時効は、いずれも、供託の時から進行する。

ウ 営業保証供託の供託金利息の払渡請求権は、5年間行使しないときは、消滅する。

エ 債権者の受領拒否を原因とする弁済供託においては、供託金還付請求権の消滅時効は、供託の基礎となった事実関係をめぐる紛争が解決するなどにより、被供託者において供託金還付請求権の行使を現実に期待することができることとなった時から進行する。

オ 弁済供託の供託者の請求により当該弁済供託に関する書類の全部が閲覧に供された場合であっても、供託金取戻請求権の時効は、中断しない。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第11問 AがBに対して有する100万円の金銭債権(以下「甲債権」という。)について差押えがされた場合の執行供託に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 甲債権につき、Aの債権者Cから仮差押え(仮差押金額80万円)の執行がされた後、D税務署長から滞納処分による差押え(差押金額60万円)がされた場合において、Bが甲債権の全額に相当する100万円を供託したときは、Bは、遅滞なく、Aに供託の通知をしなければならない。

イ 甲債権につき、Aの債権者Cから強制執行による差押え(差押金額100万円)がされた後、Cが提起した取立訴訟の訴状の送達を受ける時まで、Aの債権者Eを仮差押債権者とする仮差押命令(仮差押金額60万円)の送達を受けたときは、Bは、甲債権の全額に相当する100万円を供託しなければならない。

ウ 甲債権につき、Aの債権者Cから強制執行による差押え(差押金額100万円)がされた場合において、Bが甲債権の全額に相当する100万円を供託するときは、Bは、供託書にAを被供託者として記載しなければならない。

エ 甲債権につき、D税務署長から滞納処分による差押え(差押金額100万円)がされた場合には、Bは、甲債権の全額に相当する100万円を供託することができる。

オ 甲債権につき、Aの債権者Cから強制執行による差押え(差押金額60万円)がされた場合には、Bは、当該差押金額に相当する60万円を供託することもできるし、甲債権の全額に相当する100万円を供託することもできる。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第12問 登記識別情報に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、
後記1から5までのうちどれか。

ア Aがその所有不動産をBに売却したが、その所有権の移転の登記が未了のままBが死亡し、CがBを相続した場合において、A及びCが共同して当該登記の申請をし、当該登記が完了したときは、Cに対し、B名義の登記識別情報が通知される。

イ 一の申請情報により、3筆の土地についていずれもA及びBが登記名義人となる所有権の移転の登記の申請がされ、当該登記が完了した場合には、A及びBに対し、各3個の登記識別情報が通知される。

ウ AからBへの所有権の移転の登記が抹消された場合には、Aに対し、新たに登記識別情報が通知される。

エ 一の申請情報により、A所有の1筆の土地を要役地とし、B所有の2筆の土地を承役地とする地役権の設定の登記の申請がされ、当該登記が完了した場合には、Aに対し、2個の登記識別情報が通知される。

オ 一の申請情報で複数の不動産の所有権の移転の登記を申請する場合には、登記名義人となる申請人は、不動産ごとに登記識別情報の通知を希望するかどうかを選択し、特定の不動産についてのみ通知を希望しない旨の申出をすることができる。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第13問 登記の申請の際に、登記識別情報を提供することができない場合にされる登記義務者に対する事前通知(登記の申請があった旨及び当該申請の内容が真実であると思料するときはその旨の申出をすべき旨の通知をいう。以下本問において同じ。)等に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうちどれか。

なお、不動産登記令附則第5条に規定する添付情報の提供方法に関する特例(特例方式)については、考慮しないものとする。

ア 日本国内に住所を有する登記義務者に対して登記官が事前通知を発送した日から2週間内に当該登記義務者から申請の内容が真実である旨の申出がされなかったときは、申請は却下される。

イ 電子情報処理組織を使用する方法で不動産登記の申請の手続をした場合であっても、事前通知は、書面を送付してされ、登記義務者から申請の内容が真実である旨の申出も、書面であることを要する。

ウ 登記の申請の際に、当該申請の代理人である司法書士が、当該申請人が登記義務者であることを確認するために必要な情報を提供し、登記官がその情報の内容を相当と認めるときは、事前通知は送付されない。

エ 登記義務者の最後の住所の変更の登記の申請の日から3か月を経過して所有権に関する登記の申請をする場合には、事前通知は送付されるが、当該登記をする前に、登記義務者の登記記録上の前の住所に宛てて当該申請があった旨の通知はされない。

オ 登記義務者が法人であり、その本店について変更の登記がされている場合において、所有権に関する登記の申請をするときは、事前通知のほか、当該登記をする前に、登記義務者の登記記録上の前の本店に宛てて当該申請があった旨も通知される。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第14問 次の【登記の申請又は嘱託とそれに対する却下の事由の組合せ】欄のアからオまでは、

【登記の申請又は嘱託】欄のAからEまでのいずれかの登記の申請又は嘱託と【却下事由】欄のⅠからⅤまでのいずれかの却下の事由とを組み合わせたものである。当該登記の申請又は嘱託が却下された場合の却下の事由の組合せとして誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

【登記の申請又は嘱託とそれに対する却下の事由の組合せ】

ア A－Ⅰ イ B－Ⅲ ウ C－Ⅳ エ D－Ⅱ オ E－Ⅴ

【登記の申請又は嘱託】

- A 数筆を合わせて賃料を定めた賃借権の設定の登記の申請
- B 法人格を有しない団体を所有権の登記名義人とする登記の申請
- C 一筆の土地の一部に対する処分の制限の登記の嘱託
- D 登記記録上の存続期間が満了した地上権がある土地についてする別個の地上権の設定の登記の申請
- E 違約金の定めを登記事項とする抵当権の設定の登記の申請

【却下事由】

- Ⅰ 申請が登記事項以外の事項の登記を目的とするとき。
- Ⅱ 申請又は嘱託に係る登記の目的である権利が同一の不動産について既にされた登記の目的である権利と矛盾するとき。
- Ⅲ 申請又は嘱託に係る登記をすることによって登記名義人となる者が権利能力を有しないとき。
- Ⅳ 申請又は嘱託が一個の不動産の一部についての登記を目的とするとき。
- Ⅴ 申請若しくは嘱託情報又はその提供の方法が不動産登記法に基づく命令又はその他の法令の規定により定められた方式に適合しないとき。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第15問 敷地権付き区分建物又は所有権が敷地権である旨の登記がされている土地についての登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうちどれか。

なお、登記の申請には、登録免許税の額が最も低額となるように必要な情報が提供されているものとする。

ア 敷地権が生じた日より前の日を登記原因の日とする質権の設定の登記は、建物のみを目的とするものであっても、その申請をすることができる。

イ 敷地権である旨の登記がされている土地について、敷地権を目的とする一般の先取特権の保存の登記を申請することができる。

ウ 敷地権付き区分建物について、建物のみを目的とする所有権に関する登記を申請する場合には、申請情報として敷地権の表示を提供しなければならない。

エ 同一の債権を担保するために、一筆の土地の所有権を敷地権とする一棟の建物に属する3個の区分建物に一の申請で抵当権を追加設定する場合の登録免許税の額は、9,000円である。

オ 敷地権が生じた日より前の日を登記原因の日とする所有権に関する仮登記が土地のみにされている場合には、敷地権である旨の登記が抹消された後でなければ、その本登記を申請することができない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第16問 地役権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア ある土地に設定された地上権のために、他の土地に設定された地上権を目的とする地役権の設定の登記の申請をすることができる。

イ 地役権の設定の登記をした後、契約によって、民法第286条に規定する承役地の所有者の工作物の設置義務を定め、承役地にその旨の登記がされた場合には、登記官は、職権で、要役地についてその旨の登記をしなければならない。

ウ 承役地に対し、民法第287条による放棄を登記原因とする所有権の移転の登記がされた場合には、承役地及び要役地の地役権の登記は、職権で抹消される。

エ 要役地の共有者の一人が時効により地役権を取得した場合には、当該要役地の他の共有者の一人は、承役地の所有者とともに、地役権の設定の登記を申請することができる。

オ 地役権の範囲を一部から全部に変更する地役権の変更の登記の登録免許税は、承役地である土地一筆につき1,000円である。

(参考)

民法

(承役地の所有者の工作物の設置義務等)

第286条 設定行為又は設定後の契約により、承役地の所有者が自己の費用で地役権の行使のために工作物を設け、又はその修繕をする義務を負担したときは、承役地の所有者の特定承継人も、その義務を負担する。

第287条 承役地の所有者は、いつでも、地役権に必要な土地の部分の所有権を放棄して地役権者に移転し、これにより前条の義務を免れることができる。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第17問 賃借権の登記等に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 土地の賃貸借契約において、賃借権の設定の登記をすることの特約がない場合には、賃借人は、賃貸人に対し、賃借権の設定の登記手続を請求することができない。

イ 賃借権の設定の登記がされている賃貸借契約に、賃借権の譲渡又は転貸をすることができる旨の特約があっても、当該賃借権を目的とする質権の設定の登記の申請をすることはできない。

ウ 同一の不動産につき、賃借権者を異にする同順位の複数の賃借権の設定の登記の申請をすることができる。

エ 建物の賃借権の設定の登記の申請をする場合において、賃貸借契約に敷金があっても、その旨の登記の申請をすることはできない。

オ 賃借物の転貸の登記が付記登記でされている賃借権の設定の登記の抹消を申請する場合において、転借権者の承諾を証する情報が提供されたときは、当該転借権の登記は、職権で抹消される。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第18問 抵当権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア Aが自らを借主とする金銭消費貸借契約を平成23年6月20日に締結するとともに、当該契約によって負う債務について、他人名義の不動産に抵当権を設定する契約を締結した後、同月30日にAが当該不動産を取得した。この場合における当該抵当権の設定の登記原因は、平成23年6月20日金銭消費貸借同日設定である。

イ A所有の不動産に、Bを抵当権者とする抵当権とCを抵当権者とする抵当権が同順位で登記されており、ほかに後順位の抵当権が登記されていない場合において、BがAから当該不動産の所有権を取得したときは、Bは、混同を登記原因としてBを抵当権者とする抵当権の登記の抹消を申請することができる。

ウ AとBは、平成23年6月10日、金銭消費貸借契約を締結するとともに、A所有の不動産に、抵当権者をB、債務者をA、債権額金1,000万円、利息年5パーセントとする抵当権を設定する契約を締結したが、当該抵当権の設定の登記を申請する前の同月15日、利息を年3パーセントに変更する契約をした。この場合における当該抵当権の設定の登記原因は、平成23年6月10日金銭消費貸借同日設定である。

エ A及びBが共有する不動産のA持分にCを抵当権者とする抵当権の設定の登記がされている場合において、B持分に同一の債権を担保する抵当権の効力を生じさせるためには、BとCとの間で抵当権を設定する契約を締結し、A持分の抵当権の効力をB持分に及ぼす変更の登記を申請しなければならない。

オ 地上権者Aの地上権を目的として、Bを抵当権者とする抵当権の設定の登記をする場合には、その登記は、付記登記でされる。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第19問 次ページのような登記記録の記録(抜粋)がある甲土地及び乙土地に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうちどれか。

なお、甲土地と乙土地は、それぞれ管轄を異にする登記所に属し、それぞれの乙区1番は、互いに共同抵当であるものとし、登記の申請には、登録免許税の額が最も低額となるように必要な情報が提供されているものとする。

また、登記記録の記録(抜粋)中のXは、不特定の記号であり、ア、ウ及びオの各肢の指示に従って特定されるものとする。

ア XがCである場合において、Cが合併による消滅会社となったときは、甲土地乙区1番及び乙区2番のそれぞれの抵当権につき、合併を登記原因とする抵当権の移転の登記を一の申請情報で申請することができる。

イ 仮に、平成10年5月8日に、乙土地乙区1番の抵当権について、利息を年3.5パーセントではなく、年3パーセントとする抵当権の設定の登記の申請をする場合であっても、当該登記の申請に先立ち、甲土地乙区1番の抵当権の変更の登記を申請する必要はない。

ウ XがCである場合において、AC間の平成13年4月9日付け金銭消費貸借契約に基づくAの債務につき、DがCと保証契約を締結しており、当該保証契約に基づき、DがCに対して平成23年6月10日に代位弁済したときは、Dは、平成23年7月1日に、代位弁済を登記原因とする甲土地乙区2番の抵当権の移転の登記を申請することができる。

エ 甲土地乙区1番の抵当権につき、債権譲渡を登記原因とするCからEへの抵当権の移転の登記をした後、当該抵当権が抹消された場合において、乙土地乙区1番の抵当権につき、債権譲渡を登記原因とするCからEへの抵当権の移転の登記の申請をするときの登録免許税の額は、2万円である。

オ XがFである場合において、抵当権者Cが甲土地のみについて抵当権を実行し、債権全額の弁済を受けたときは、甲土地及び乙土地が同時に競売された場合にCが乙土地から弁済を受けるべき金額を限度として、Fは、乙土地乙区1番の抵当権を代位取得し、民法第392条第2項による代位を登記原因とする抵当権の代位の登記を申請することができる。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

〈甲土地の登記記録の記録(抜粋)〉

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成10年3月5日 第100号	原因 平成10年3月5日売買 所有者 A
2	所有権移転	平成23年6月27日 第200号	原因 平成23年6月27日売買 所有者 B

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成10年3月5日 第101号	原因 平成10年3月5日金銭消費貸借同日設定 債権額 金1,000万円 利息 年3.5% 損害金 年14.6% 債務者 A 抵当権者 C
付記1号	1番抵当権担保追加	平成10年5月8日 第246号	共同担保 目録(あ)第150号
2	抵当権設定	平成13年4月9日 第178号	原因 平成13年4月9日金銭消費貸借同日設定 債権額 金500万円 利息 年2.5% 損害金 年14.6% 債務者 A 抵当権者 X

〈乙土地の登記記録の記録(抜粋)〉

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成7年12月1日 第500号	原因 平成7年12月1日売買 所有者 A

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成10年5月8日 第253号	原因 平成10年3月5日金銭消費貸借同年5月8日設定 債権額 金1,000万円 利息 年3.5% 損害金 年14.6% 債務者 A 抵当権者 C 共同担保 目録(い)第89号

第20問 確定前の根抵当権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア Aを根抵当権者とする極度額金3億円の根抵当権をB、C及びDの3名に一つの契約で同時に一部譲渡し、A、B、C及びDの共有とする場合における根抵当権の一部移転の登記の申請における登録免許税の額は、45万円である。

イ Aが所有する不動産にB銀行株式会社を根抵当権者とする根抵当権の設定の登記がされていた場合において、当該根抵当権がC銀行株式会社に全部譲渡され、同時に、AとC銀行株式会社との間で、債権の範囲を「銀行取引」から「手形貸付取引」に変更する契約がされたときは、当該根抵当権の変更の登記の申請においては、Aが権利者、C銀行株式会社が義務者となる。

ウ A及びBを根抵当権者とする共有の根抵当権において、共有者Aの権利の一部に関し、Cに対する一部譲渡を登記原因とする根抵当権の一部移転の登記を申請することができる。

エ Aが所有する不動産にB株式会社を根抵当権者とする根抵当権の設定の登記がされていた場合において、B株式会社を吸収分割会社、C株式会社を吸収分割承継会社とする会社分割があったときは、B株式会社からC株式会社への会社分割を登記原因とする根抵当権の一部移転の登記には、Aの承諾を証する情報を提供することを要しない。

オ A株式会社が所有する不動産にA株式会社を債務者、Bを根抵当権者とする根抵当権の設定の登記がされていたところ、A株式会社を吸収分割会社、C株式会社を吸収分割承継会社とする会社分割があった場合において、当該根抵当権で担保すべき債権の範囲を会社分割後にC株式会社がBに対して負担する債務のみとする合意が成立しているときは、当該根抵当権の債務者を直接C株式会社に変更することができる。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第21問 信託の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうちどれか。

なお、判決による登記及び代位による登記については、考慮しないものとする。

ア 受益権を売買したことによる売買を登記原因とする受益者変更の登記は、新受益者を権利者、前受益者を義務者として、共同で申請することができる。

イ 信託による抵当権の設定の登記は、受託者を抵当権者、委託者を設定者として、共同で申請しなければならないが、信託の登記は、抵当権者が単独で申請することができる。

ウ 信託の終了による信託の登記の抹消は、受託者が単独で申請することができる。

エ 受託者の辞任による所有権の移転の登記は、新受託者を権利者、前受託者を義務者として、共同で申請しなければならない。

オ 委託者の地位を移転したことによる委託者変更の登記は、受託者を権利者、前委託者を義務者として、共同で申請することができる。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第22問 仮登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 所有権移転請求権の仮登記に基づく本登記を申請する場合において、当該所有権移転請求権の仮登記に対し、付記による移転請求権の仮登記がされているときは、その付記された仮登記の名義人は、利害関係を有する第三者に当たらない。

イ 代物弁済の予約を登記原因とする所有権移転請求権の仮登記がされた不動産について、当該仮登記に基づく本登記の申請をする場合において、当該仮登記後に登記された後順位の担保権者のために担保権の実行としての競売の申立ての登記がされていないときは、仮登記担保契約に関する法律第 3 条の清算金を供託したことを証する情報をもって、当該担保権者の承諾を証する当該担保権者が作成した情報に代えることができる。

ウ 根抵当権の設定の登記がされた不動産について、当該根抵当権の極度額増額の予約に基づく根抵当権の変更請求権保全の仮登記を付記登記でする場合において、利害関係を有する第三者がいるときは、その第三者の承諾を証する情報又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する情報を提供しなければならない。

エ 所有権の移転の仮登記後、数次にわたる所有権の移転の登記がされている場合において、当該仮登記に基づく所有権の移転の本登記を申請するときは、登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報として、現在の所有権登記名義人の承諾を証する情報のみを提供すれば足りる。

オ 所有権の移転の仮登記を対象とする処分禁止の仮処分が付記登記でされている場合において、当該仮登記に基づく所有権の移転の本登記の申請をするときは、当該仮処分の債権者は、利害関係を有する第三者に当たらない。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第23問 不動産登記法上の罰則に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 所有権の移転の登記の申請の際に登記義務者の登記識別情報を提供することができない場合において、当該登記の申請の委任を受けた司法書士が、登記官に対し、申請人が登記義務者であることを確認するために必要な情報について虚偽の情報の提供をしたときは、刑事罰を科せられることがある。

イ 登記の申請の委任を受けた司法書士が、依頼者が登記義務者本人であること又は登記権利者本人であることの確認を怠って登記を申請した場合には、確認を怠ったことについて刑事罰を科せられることがある。

ウ 司法書士法人が根抵当権の設定の登記の申請の委任を受けたが、登記義務者の登記識別情報を提供することができない場合において、当該司法書士法人の社員が、登記官に対し、申請人が登記義務者であることを確認するために必要な情報について虚偽の情報を提供したとしても、当該司法書士法人は、刑事罰を科せられることはない。

エ 登記簿に不実の記録をさせることとなる登記の申請の用に供する目的で、申請人と偽って登記所が交付する登記識別情報を不正に受け取った者は、刑事罰を科せられることがある。

オ 登記簿に不実の記録をさせることとなる登記の申請の用に供する目的がなくても、不正に取得された登記識別情報を保管していた者は、刑事罰を科せられることがある。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第24問 登記原因証明情報に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 真正な登記名義の回復を登記原因とする所有権の移転の登記を申請する場合には、登記原因証明情報の提供を要しない。

イ 敷地権付き区分建物の所有権を表題部所有者から取得した者が所有権の保存の登記を申請する場合には、登記原因証明情報の提供を要しない。

ウ 登記名義人の住所の変更の登記を申請する場合において、住民基本台帳法に規定する住民票コードを申請情報の内容としたときは、登記原因証明情報の提供を要しない。

エ 特例民法法人である社団法人が公益社団法人へ移行した場合において、当該法人が所有権登記名義人の名称の変更の登記を申請する際に登記原因証明情報を提供するときは、「名称変更し、移行したことにより設立」との記載がある移行後の公益社団法人の登記事項証明書を提供しなければならない。

オ 遺贈を登記原因とする所有権の移転の登記を申請する場合には、提供すべき登記原因証明情報として、登記名義人の死亡を証する情報のほかに遺言書を提供しなければならない。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第25問 不動産登記の申請又は嘱託における代表者の資格を証する情報(以下「資格証明情報」という。)及び代理権限を証する情報(以下「代理権限証明情報」という。)に関する次の1から5までの記述のうち、**誤っているもの**はどれか。

- 1 法令の規定により登記の申請をすることができる法人の代理人が当該法人を代理する場合には、当該代理人の代理権限証明情報を提供すれば足り、当該法人の代表者の資格証明情報の提供は要しない。
- 2 代理権限証明情報として未成年者の親権者であることを証する戸籍謄本を提供する場合には、当該戸籍謄本は、作成後3か月以内のものであることを要しない。
- 3 不動産に関する国の機関の所管に属する権利について命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員が登記の嘱託をする場合には、資格証明情報及び代理権限証明情報の提供を要しない。
- 4 A合名会社の代表社員がB株式会社であり、当該B株式会社の職務執行者としてCが選任されている場合において、A合名会社を登記権利者とする所有権の移転の登記を申請するときは、A合名会社の資格証明情報を提供すれば足り、B株式会社の資格証明情報の提供は要しない。
- 5 法人が登記の申請の委任をした後に当該法人の代表者が退任し、既に退任の登記がされている場合において、委任当時の代表権限を証する資格証明情報として閉鎖登記簿謄本を提供するときは、当該閉鎖登記簿謄本は、作成後3か月以内のものであることを要しない。

第26問 不動産登記の申請における印鑑証明書に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものは、幾つあるか。

ア 申請人が法人である場合には、当該法人の代表者の印鑑証明書を当該法人の代表者の資格を証する書面とすることができる。

イ 所有権の移転の登記がない場合において、所有権の保存の登記の抹消を申請するときは、当該申請書には、当該申請に係る者の印鑑証明書の添付を要しない。

ウ 所有権の移転の登記を申請する場合において、登記義務者が記名押印した委任状に公証人の認証を受けたときは、当該委任状には、当該登記義務者の印鑑証明書の添付を要しない。

エ 共有物分割禁止の定めに係る権利の変更の登記の申請書には、当該申請に係る者の印鑑証明書の添付を要しない。

オ 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体が登記義務者である場合に、当該団体の代表者の印鑑証明書として添付する市区町村長が作成した印鑑証明書は、作成後3か月以内のものであることを要しない。

1 1個

2 2個

3 3個

4 4個

5 5個

第27問 司法書士法務守は、被相続人Aの相続人であるBから、次のとおり事情聴取し、登記の申請の依頼を受けた。**依頼を受けた登記の申請に係る全ての登録免許税の額を合算した額として正しいものは、後記1から5までのうちどれか。**

ただし、土地甲及び土地乙の不動産の価額は、それぞれ500万円とし、登録免許税額の計算方法が複数ある場合は、最も低額となる方法を採用するものとする。

なお、登記の申請は、平成23年4月1日に行うものとし、登録免許税の計算に当たり、租税特別措置法等の特例法による税の減免の規定の適用はないものとする。

〈Bから事情聴取した内容〉

「平成23年3月1日に、父Aが亡くなりました。相続人は、いずれもAの子であるB、C及びDの3人だけです。Aの死亡後に『全財産をB2分の1、C4分の1、D4分の1の割合で遺贈する。』とのAの公正証書遺言が見つかりましたので、この公正証書遺言によりA名義の土地甲と土地乙の名義を変えてもらいたいです。

なお、Aは、亡くなる前に隣町の賃貸物件に引っ越し、住所を移しておりましたので、登記記録上の住所と死亡時の住所とが異なっています。

ところで、現在は、これらの土地は、駐車場としてEに賃貸しているのですが、既に、土地甲と土地乙のいずれも乙区1番に私が債務者となり、抵当権者をFとする抵当権が登記されており、乙区2番にEを賃借人とする賃借権が登記されています。Eからは、自己の賃借権をFの抵当権よりも優先させてほしいと以前から頼まれており、この度、Fの同意も得られましたので、この機会に、Eの希望する登記もしてください。この登記費用も、私が負担します。

また、私は、事業をしており、私の所有する土地丙には、私が債務者となり、根抵当権者をGとする極度額金1億円の根抵当権が既に登記されているのですが、Gからは、A名義の土地甲と土地乙の名義を移転したら、これらの土地にGの根抵当権の追加設定をしたいと言われておりますので、この登記もお願いします。これについては、C及びDも了承しています。」

- 1 4万3,500円
- 2 4万4,500円
- 3 4万7,000円
- 4 4万9,000円
- 5 10万9,000円

第28問 未成年者及び後見人の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 未成年者の登記をしていた者が婚姻をしたことにより成年に達したものとみなされたときは、当該者は、遅滞なく、未成年者が成年に達したことによる消滅の登記を申請しなければならない。

イ 後見人が被後見人のために営業を行う場合において、後見監督人があるときは、後見人の登記の申請書には、当該後見監督人の同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。

ウ 未成年後見人が家庭裁判所から解任されたことによる後見人の退任による消滅の登記の申請は、解任された後見人がすることはできない。

エ 未成年者の営業の許可の取消しによる消滅の登記の申請は、当該未成年者がすることはできない。

オ 未成年者が営業の許可を受けた場合に於ける登記の申請書に法定代理人の記名押印があるときは、当該申請書には、法定代理人の許可を得たことを証する書面の添付を要しない。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第29問 株式会社の設立の登記の申請書の添付書面に関する次のアからオまでの記述のうち、

正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 発起人が作成した定款に成立後の当該株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項についての定めがない場合において、当該株式会社に払込み又は給付をした財産の額の一部を資本金として計上しないときは、申請書には、当該事項について発起人全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

イ 当該設立が募集設立である場合において、その発起人が株式申込人である他の株式会社の代表取締役と同一人であるときであっても、申請書には、当該他の株式会社において利益相反取引の承認を受けたことを証する書面の添付を要しない。

ウ 定款に記載された出資の目的物である金銭以外の財産の価額の総額が 500 万円とされている場合には、申請書には、設立時取締役(設立しようとする株式会社が監査役設置会社である場合にあつては、設立時取締役及び設立時監査役)の調査報告を記載した書面及びその附属書類の添付を要しない。

エ 定款に社外取締役が負う責任の限度に関する契約の締結についての定めがあるときは、申請書には、取締役のうち一人以上が社外取締役であることを証する書面を添付しなければならない。

オ 申請書には、当該設立が発起設立である場合にあつては設立時発行株式の引受けの申込みを証する書面を、当該設立が募集設立である場合にあつては設立時募集株式の引受けの申込みを証する書面を、それぞれ添付しなければならない。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第30問 株式譲渡制限の定款の定めに係る登記の申請に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 種類株式の内容として株式譲渡制限を定款で定めた場合には、当該種類株式の種類株主を構成員とする種類株主総会を譲渡承認機関とする内容の登記を申請することができる。

イ 譲渡を承認しなかった場合の指定買取人を定款で定めたときは、その定めを内容とする登記を申請することができる。

ウ 株券発行会社であっても、譲渡承認機関を取締役会から株主総会に変更したことを内容とする登記の申請をする場合には、当該登記の申請書には、株券の提出に関する公告をしたことを証する書面の添付を要しない。

エ 全部の種類株式につき株式譲渡制限を定款で定めている種類株式発行会社が監査役も取締役会も置いていない場合において、一部の種類株式について株式譲渡制限の定款の定め廃止による変更の登記をするときは、取締役会設置会社及び監査役設置会社である旨の変更の登記を申請しなければならない。

オ 取締役会設置会社でない株式会社においては、代表取締役を譲渡承認機関とする内容の登記を申請することができない。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第31問 募集株式の発行による変更の登記の申請に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 出資の目的である金銭の払込みがあったことを証する書面として申請書に添付された書面が払込取扱機関における口座の入金の記録のある預金通帳の写しを合てつした代表取締役の作成に係る書面である場合において、当該入金記録の日付が払込期日に先立つものであるときは、当該申請は、受理されない。

イ 第三者割当てにより譲渡制限株式でない募集株式の発行をする場合には、募集株式の割当ての決定を代表取締役が行ったときであっても、当該登記の申請書には、代表取締役が募集株式の割当てについて決定したことを証する書面の添付を要しない。

ウ 出資の目的が金銭以外の財産である場合において、当該登記の申請書に添付された書面が現物出資財産について募集事項の決定の際に定められた価額が相当であることについての弁護士の証明を記載した書面であるときは、当該弁護士が弁護士の登録をしていることを証する書面を添付しなければならない。

エ 出資の目的が金銭以外の財産である場合において、現物出資財産を給付する募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式総数の 10 分の 1 を超えないため検査役の調査を要しないときは、当該登記の申請書には、当該引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式総数の 10 分の 1 を超えないことを証する書面を添付しなければならない。

オ 出資の目的が金銭である場合において、その全額を資本金の額に計上するときは、当該登記の申請書には、資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面を添付しなければならない。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第32問 特例有限会社の通常の株式会社への移行の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- ア 本店の所在地における設立の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。
- イ 通常の株式会社への移行と同時に取締役が辞任する場合にする本店の所在地における設立の登記の申請書には、当該取締役が辞任により退任したことを証する書面を添付しなければならない。
- ウ 取締役会設置会社でない通常の株式会社への移行と同時に取締役が任期満了により退任してその取締役が新たに就任する場合にする本店の所在地における設立の登記の申請書には、当該取締役が就任を承諾したことを証する書面の印鑑につき市区町村長の作成した証明書の添付を要しない。
- エ 代表取締役を取締役の互選によって選定するとの定款の定めのある特例有限会社が取締役会設置会社でない通常の株式会社への移行をする場合には、移行時に取締役の全員が重任して、取締役の構成に変動が生じないときであっても、商号の変更の前に取締役の互選により選定した者を代表取締役とする設立の登記を申請することはできない。
- オ 通常の株式会社への移行と同時に本店を他の登記所の管轄区域内に移転する定款の変更をした場合には、移転後の本店の所在場所をその本店の所在場所とする設立の登記を申請しなければならない。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第33問 持分会社の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、第1欄の会社において第2欄の事由が生じた場合における登記すべき事項が第3欄に正しく記載されていないものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

	第1欄	第2欄	第3欄
ア	合同会社	平成23年7月1日、Aが100万円を出資して業務を執行しない新たな社員として加入する旨の定款変更を行った。同日、Aが100万円の払込みをしたことにより、資本金の額が500万円となった。	平成23年7月1日次のとおり変更 資本金の額 金500万円
イ	合名会社	平成23年7月1日、解散をした場合におけるその財産の処分の方法(任意清算)を定めるとともに、解散することについて、総社員の同意があった。	平成23年7月1日総社員の同意により解散
ウ	合資会社 (会社を代表しない社員がいないものに限る。)	平成23年7月1日、無限責任社員A(本店の所在場所 ○県○市○町一丁目1番1号)が新たに加入し、B(住所 ○県○市○町二丁目2番2号)がその職務を行うべき者となった。	平成23年7月1日次のとおり加入 ○県○市○町一丁目1番1号 無限責任社員A ○県○市○町二丁目2番2号 職務執行者B
エ	合同会社	平成23年7月1日、会社を代表する業務を執行する社員Aの職務を行うべき者として、Bが退任し、C(住所 ○県○市○町三丁目3番3号)が就任した。	平成23年7月1日業務執行社員Aの職務執行者B退任 同日次のとおり就任 ○県○市○町三丁目3番3号 職務執行者C
オ	合資会社	平成23年7月1日、500万円の出資を全部履行している有限責任社員Aが200万円の出資を全部履行している有限責任社員B(住所 ○県○市○町四丁目4番4号)に対して持分100万円を譲渡したことについて、総社員の同意があった。	平成23年7月1日持分の一部譲渡により次のとおり変更 ○県○市○町四丁目4番4号 有限責任社員B 金300万円 全部履行

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第34問 一般社団法人の主たる事務所の所在地における登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア その事業によって利益を得る可能性があるものは、目的として登記することができない。

イ 社員の氏名及び住所は、登記事項ではない。

ウ その名称及び主たる事務所の所在場所が他の一般社団法人の既に登記した名称及びその主たる事務所の所在場所と同一であっても、当該名称を登記することができる。

エ 公告方法として「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法」を登記することができる。

オ 基金を引き受ける者の募集をすることができる旨の定款の定めがあるときは、その定めは、登記事項である。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第35問 資本金の額が1億円の会社が登記を申請する場合の登録免許税に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうちどれか。

なお、登録免許税の計算に当たり、租税特別措置法等の特例法による税の減免の規定の適用はないものとする。

ア 清算株式会社における清算人の辞任及び就任による変更の登記と監査役の辞任及び就任による変更の登記を一の申請書で申請する場合の登録免許税の額は、6,000円である。

イ 株式会社の募集設立に当たって支店を設ける場合に本店の所在地においてする設立の登記の登録免許税の額は、76万円である。

ウ 他の登記所の管轄区域内に支店を有する特例有限会社が通常の株式会社へ移行する場合に当該支店の所在地においてする登記の登録免許税の額は、特例有限会社の解散の登記及び株式会社の設立の登記のそれぞれにつき、9,000円である。

エ 監査役を置いている取締役会設置会社が役員を取締役1名とする旨の定款の変更をした場合において、その変更の登記を一の申請書で申請するときの登録免許税の額は、4万円である。

オ 定款に業務執行社員が死亡した場合には当該業務執行社員の相続人がその持分を承継する旨の定めがあり、かつ、業務を執行しない社員の定めがない合同会社の業務執行社員が死亡し、その唯一の相続人がその持分を承継した場合において、業務執行社員の死亡及び加入による変更の登記を一の申請書で申請するときの登録免許税の額は、1万円である。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ